

2024 年度中小企業脱炭素経営支援業務 仕様書

1 業務名

2024 年度中小企業脱炭素経営支援業務

2 業務の目的

パリ協定を契機として、企業は投資家等からパリ協定が求める水準と整合した意欲的な中長期の排出削減目標（SBT※）の設定等が求められており、脱炭素の考え方に基づいて経営戦略や事業方針を決定する「脱炭素経営」が進められている。

一方で、県内企業の大部分を占める中小企業では、排出量の算定や目標設定の知見等が乏しく、対応が十分に進んでいない。

中小企業の SBT の設定が進めば、中小企業は取引先に脱炭素に積極的な姿勢をアピールできるほか、取引先のサプライチェーン排出量の削減に貢献できることから、顧客との持続可能な関係を構築できる。

カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業の脱炭素経営を支援することで、本県の排出量の大部分を占める産業・業務部門の排出削減を進める。

※ SBT (Science Based Targets)

SBT は、パリ協定が求める水準と整合した、5～10 年先を目標年として企業が設定する削減目標。

CDP や WWF（世界自然保護基金）等が共同で運営する国際イニシアチブが、企業の設定した削減目標を検証し、その目標が要求基準を満たしていれば SBT 目標として認定する。

SBT 認定には、事業者の直接排出（Scope 1）及び電気等の使用に伴う間接排出（Scope 2）を対象とする「中小企業版」と、サプライチェーン全体の排出（Scope 1～3）を対象とする「通常版」がある。

3 業務内容

本業務の概要は以下のとおりとし、県と協議の上実施するものとする。

(1) SBT の認定基準に合致した排出量削減目標等の設定支援

本県が公募を行い、選定した支援企業 5 社に対し、事業の進め方及び脱炭素経営の取組に関する理解を促進するための全体説明会を開催した上で、個別支援を実施すること。個別支援においては、アドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の算定、中小企業版 SBT の認定基準に合致した中長期の温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた短期計画の策定を支援すること。

なお、支援の結果として、中小企業版 SBT の認定の取得、目標の達成は必須ではないが、本業務終了後、支援企業自らが温室効果ガス排出量の算定、中長期の温室効果ガス削減目標の管理ができるような工夫を行うこと。

ア 温室効果ガス排出量の算定支援

以下の項目について、支援を行うこと。

- ・提供データに基づく Scope1, 2 の算定
- ・提供データに基づいた Scope3 の 1 カテゴリ以上の算定（支援企業が希望しない場合は、この限りではない。）

※ 支援企業に対して算定に必要な活動量データの提供を求め、算定の支援を行うこと。但し、支援企業においてデータがそろわない場合などは、一部算出ができなくてもやむを得ないものとする。

イ 中長期の温室効果ガス削減目標の設定支援

アの算定結果を踏まえ、中小企業版 SBT の認定基準に合致した中長期の温室効果ガス削減目標の設定の支援を行うこと。

なお、支援の結果、支援企業が中小企業版 SBT の認定申請を行うこととなった場合は、申請の手続きなどについて可能な限りのサポートを行うこと。

ウ 削減目標達成に向けた短期計画の策定支援

イで設定した温室効果ガス削減目標の達成に向け、3か年程度の短期計画の策定を支援すること。なお、計画策定や削減の取組の実行にあたっては、削減のための具体的な取組内容を検討する必要があることから、必要に応じて、本県や国、市町村が実施する省エネ診断等の支援事業の活用について、事業者へアドバイスを行うこと。

エ アドバイザーの派遣

ア～ウの業務を実施するため、原則、1支援企業当たり3回、アドバイザーを派遣し、個別支援を行うものとする。ただし、ア～ウの業務が十分実施され、支援企業から3回目の個別支援の要望がなかった場合は、2回の個別支援でも差し支えないものとする。

個別支援は、原則、受託者が支援企業の事務所等に出向くこととするが、支援企業の意向等を確認のうえ、WEB会議での実施でも差し支えないものとする。

また、必要に応じて、メールや電話等によるフォローも実施するものとする。

(2) SBT 認定企業等による報告会の開催等

2023年度の同事業による支援等により、SBT認定を取得した企業等による報告会を開催し、SBT認定取得等による中小企業の脱炭素経営の普及を図ること。

なお、報告会は、原則、会場とオンラインのハイブリット式での開催とし、会場使用料や講師への報酬等の報告会に係る経費は全て受託者の負担とする。

また、報告を行う企業の発表資料を作成するなどの支援を行うこと。（報告会の資料は、県 Web ページに掲載予定）

(3) 報告書の作成

(1) 及び(2)の成果をまとめ、概要報告書及び報告書を作成すること。

4 業務実施計画書の作成

本業務の目的を理解し、業務を円滑に進めるため、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、本県の承認を受けるとともに、検討段階ごとに本県と十分に協議、調整を行うものとする。

5 業務の委託期間

契約締結の日から2025（令和7）年3月24日（月）まで

6 成果品

本業務の成果品として以下を取りまとめて提出すること。

- (1) 報告書概要版（ワード形式、パワーポイント形式のどちらの形式でも可。A4判簡易製本・A3判の折込可） 印刷物 3部
- (2) 報告書（ワード形式、パワーポイント形式のどちらの形式でも可。A4判簡易製本・A3判の折込可） 印刷物 3部
- (3) (1) 及び(2)の電子データ*一式 電子媒体 一式

※ 電子データには、報告書、報告書概要版の印刷原稿の他、本業務の実施にあたり収集・作成した各種資料、図表・グラフ等のデータも格納すること。また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとする。

7 納入場所

愛知県環境局地球温暖化対策課

8 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか業務内容については、受託者の企画提案書のとおりとし、詳細は県と協議の上、決定する。ただし、県と協議の上、内容を変更する場合には、この限りではない。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、検討内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、事業実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、打ち合わせを定期的に行うなど、県その他の関係機関との連絡調整を密に行うこと。
また、打ち合わせを行った場合は、その記録を作成し、速やかに提出、確認を受けること。
- (3) 業務の実施に当たっては、背景及び目的などを十分理解した上で、受託者から提案を行うこととし、県と随時協議の上、実施すること。
また、必要に応じ、受託者の負担によりデータ・資料収集を行った上で、作

業を実施すること。

- (4) 受託者は、県からの求めに応じ、指示する以前の日までの成果について随時報告をすること。
- (5) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 成果物はすべて県の所有物とし、許可なく他に利用又は貸与等を行ってはならない。
- (8) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (9) 本業務に係る実地監査等が行われる際、受託者は協力すること。
- (10) 受託者は、業務完了後 5 年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項や疑義を生じた事項については、必要に応じて県と協議して決めるものとする。